

業務委託仕様書

1. 業務の目的

本業務は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会(以下、「市実行委員会」という。)が実施する、青の煌めきあおもり国スポサッカー競技会及びバスケットボール競技会(以下、「本大会」という。)の運営に必要な仮設物、物品および看板等(以下、「仮設物等」という。)の設営、保守・管理、撤去・処分業務を行うことにより、本大会の円滑な運営を行うことを目的とする。

2. 業務名

青の煌めきあおもり国スポサッカー競技会及びバスケットボール競技会会場設営・撤去等業務

3. 業務場所

サッカー競技会：十和田市高森山球技場、十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
ほか練習会場

バスケットボール競技会：十和田市総合体育センター ほか練習会場

4. 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)までとする。

5. 業務内容

(1) 本大会会場設営等業務

ア 本大会開催に必要な仮設物等の貸与、設営、保守管理

イ 施設の既存備品等移動および配置転換業務

ウ 本大会終了後の仮設物等の撤去及び原状回復

(2) 上記業務に必要な関係機関への申請及び調整業務

(3) その他本業務の実施に必要な業務

6. 競技日程等

(1) 競技会場

競技名	日程	競技会場
サッカー	令和8年10月10日(土)から 10月14日(水)まで	十和田市高森山球技場 十和田市高森山人工芝多目的 グラウンド
バスケットボール	令和8年10月15日(木)から 10月19日(月)	十和田市総合体育センター

(2) 練習会場

競技名	日程	練習会場
サッカー	令和8年10月8日(木)から 10月10日(土)まで	十和田市南運動広場
		十和田市立十和田中学校
		十和田市立甲東中学校
		青森県立三本木高等学校
バスケットボール	令和8年10月14日(水)から 10月15日(木)まで	十和田市立三本木中学校
		十和田市立南小学校
		十和田市立西小学校
		十和田市立三本木小学校
		十和田市立北園小学校
		十和田市立第一中学校

7. 設営撤去等期間

本大会の会場設営等業務は、次の期間に行うこととする。

(1) 競技会場

サッカー	競技会場	十和田市高森山球技場 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
	所在地	十和田市大字深持字梅山1番地268
	設営	10月1日(木)から10月8日(木)まで
	保守管理	設営完了後から撤去前まで
	撤去及び原状回復	10月15日(木)から10月18日(日)まで

バスケットボール	競技会場	十和田市総合体育センター
	所在地	十和田市西三番町6番6号
	設営	10月7日(水)から10月12日(月)まで
	保守管理	設営完了後から撤去前まで
	撤去及び原状回復	10月20日(火)から10月21日(水)まで

(2) 練習会場

サッカー	練習会場	十和田市南運動広場（十和田市西六番町330番1）
		十和田市立十和田中学校（十和田市東十六番町27番1号）
		十和田市立甲東中学校（十和田市大字深持字南平330番地）
		青森県立三本木高等学校（十和田市西五番町7番1号）
	設営	10月7日(水)
	保守管理	設営完了後から撤去前まで
	撤去及び原状回復	10月10日(土)から10月11日(日)まで

バスケットボール	練習会場	十和田市立三本木中学校（十和田市西十三番町5番24号）
		十和田市立南小学校（十和田市西十五番町3番1号）
		十和田市立西小学校（十和田市大字三本木字西金崎6番地2）
		十和田市立三本木小学校（十和田市東三番町36番1号）
		十和田市立北園小学校（十和田市西十一番町50番18号）
		十和田市立第一中学校（十和田市大字沢田字下洗53番地3）
	設営	10月14日(水)から10月15日(木)まで
	保守管理	設営完了後から撤去前まで
	撤去及び原状回復	10月16日(金)

- ※設営・転換・撤去業務に係る詳細なスケジュールについては、別途発注者と協議すること。
- ※原則競技会場の設営・撤去は、各日午前8時30分から午後5時までとすること。
- ※上記の時間外又は競技会場の休館日等に本業務を行う場合は、事前に発注者と協議すること。
- ※練習会場の設営・撤去等については、事前に発注者と協議の上、作業すること。
- ※設営及び撤去終了後の検査時に不具合があった場合は速やかに対応すること。

8. 使用及び数量

下記に掲げる別紙を参照すること。

- ①会場配置図【別紙1】
- ②諸室配置図【別紙2】
- ③仮設物設計図【別紙3】
- ④サイン計画【別紙4】
- ⑤特記仕様書【別紙5】
- ⑥内訳積算書【別紙6】

9. 業務工程表等の作成

受託者は、経験者の配置に努めることとし、作業着手前までに次の書類を作成し、市実行委員会へ提出すること。

- ①業務工程表 1部
- ②業務責任者および競技別担当者連絡先一覧 1部

10. 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様および数量は、大きさ、性能、機能等において、会場配置図および諸室配置図に記載のものと同等以上のものとする。なお、指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が用意する仮設物等は、すべて会社名等を明記し、施設備品と容易に区別することができるようにすること。
- (3) 受注者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等のないものとし、統一性を持たせること。
- (4) 仮設物等の使用に必要な燃料(発電機用燃料等)、消耗品(トナー等)の備え付けおよび点検補充を行うこと。なお、点検補充業務も見積に含めること。
- (5) 「青の煌めきあおもり国スポ」の規定書体、スローガン、マスコットデザイン等については、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会ホームページ内にある標章およびマスコット等の取扱いに係る諸規定を遵守すること。

11. 現場管理

受注者は、設営着手から撤去終了までの期間、仮設物等の設営および仕様に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場代理人を業務場所に1名常駐させ、トラブルや事故の内容に十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

12. 設営・撤去

- (1) 設営については、設計図書により行い、発注者および当該会場施設管理者と十分協議したうえで詳細設計図を作成し実施にあたること。既存の状態で設置不可能な場合は、発注者および当該会場施設管理者と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。
- (2) 仮設物等の設営前には、当該施設管理者立会いのもとで十分な現場確認をすること。なお、仮設物等について、当該施設管理者から異議または意見があったときは、速やかに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (3) 設営について発注者と協議したうえで図面等の設計変更が必要となった場合は、新たに

変更後の図面等の提出を行うこと。

- (4) 発注者が手配した備品や市内施設で借用する備品および会場施設が備えている備品等を使用するものについては、それらの運搬、設置、撤去、返却等を適切に行うこと。
- (5) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイトまたは杭木等堅牢な固定方法により確実な設置をするとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態では設置不可能な場合は、当該会場施設管理者と協議の上、既存施設の破損のないよう養生を施すこと。(ウエイト、安全対策等すべての費用は受注者の負担とする。)
- (6) 仮設物等の設置完了から撤去までの間、荒天時、夜間および緊急時を含め、仮設物を適切に維持管理し、円滑な大会運営が行えるようにすること。
- (7) 同じ会場で並行して作業を行うほかの委託業者がある場合、工程調査を事前に十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (8) 競技会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (9) 設営および撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に行うこと。これに伴う費用については、受注者の負担とする。
- (10) 設営および撤去業務完了後、直ちに発注者に報告し、発注者の確認を受けること。
- (11) 受注者は、当該会場施設管理者から異議または意見があったときは、速やかに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (12) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。
- (13) 設営および撤去期間に係る仮設物は、受注者の責任により管理すること。

13. 保守・管理

- (1) 受注者は、設営後から撤去までの期間中、設営した仮設物等の適正な保守管理を行い、円滑な競技会運営が行えるようにすること。なお、OA機器の接続にあたっては、電気の容量等を考慮し、確実に稼働するよう設営および保守管理すること。
- (2) 仮設物等は常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
- (3) 受注者は、仮設物等について、適宜巡回して保守管理にあたること。
- (4) 受注者は、設営後から撤去までの期間中、会場内に責任者を常駐させ、常に発注者と連絡が取れる体制をとり、不測の事態であっても即時対応できるようにすること。
- (5) 保守・管理に従事する者は、発注者が貸与するADカードを必ず着用すること。
- (6) 荒天により、継続して設営が困難であると判断した場合は、直ちに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。

14. 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 安全管理

- ア 選手・監督、大会関係者、一般観覧者および施設利用者の安全を第一とし、業務場所およびその周辺の混雑等を可能な限り予測し、対策を施すこと。

イ 仮設物等について、事故等が発生しないよう安全対策を適切かつ確実に施すとともに、大会期間中においても、適宜巡回して保守管理にあたること。万一、異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、修理等の適切な措置を施すこと。

ウ 作業従事者の怪我等がないよう、安全対策に万全を期すること。

(2) 履行場所の管理

労働者の安全および衛生管理、整理整頓、公害防止ならびに周辺への配慮を行うこと。

(3) 交通法規の遵守

ア 競技会場内に駐車できないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。

イ 運搬車両の最大積載量を遵守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

(4) 保護対策

ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破損や汚損を防ぐこと。

イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等の内容に、十分に養生すること。

ウ 搬入・設営、保守管理および撤去・処分時に誤って既存施設に損傷を与えた場合、受注者は自己の責任において発注者が指定する期限までに原状に復旧すること。なお、自然災害(激甚災害を除く。)が原因で仮設物等が既存施設に損傷を与えた場合も同様とする。

(5) 消防防災対策

大会開催および運営に必要な仮設物等の整備にあたり、避難経路の確保および消火器配置等の消防防災対策に十分配慮すること。

(6) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損等、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には発注者および施設管理者の指示により直ちに対応すること。

(7) 臨機の措置

受注者は、災害、事故の発生が予測される場合等、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、その措置の内容について発注者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(8) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗撮、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき理由の場合を除き、発注者は責任を負わないものとする。

(9) 保険

労働災害保険、賠償責任保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

15. 再委託等

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせるときは事前に書面にて報告し、市実行委員会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、事業者の選定にあたっては、十和田市内の業者を優先的に採用すること。

16. 資料提供

市実行委員会事務局は受注者に対し、本業務を遂行するにあたり必要な資料を、可能な範囲において準備し提供を行う。なお、提供された資料の目的外使用を禁止する。また、本業務の終了後、速やかに市実行委員会事務局に返却するものとする。

17. 会場設営撤去業務完了報告

受注者は、全業務完了後、速やかに完了届を作成し、業務実績について発注者へ報告すること。その際、設営前・設営後および撤去後の電子データによる写真を添付すること。

18. 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、市実行委員会事務局や競技団体、施設管理者等との密接な協議に基づき遂行すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、各競技担当者や競技団体等との協議及び市実行委員会事務局への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行える体制を整備すること。
- (3) 各業務の実行にあたり、受注者は発注者の指示に従うこと。また、その他不明な点は、発注者の指示を受けて、適切に履行すること。
- (4) 発注者が指示した業務以外に、契約の範囲内において別途受注者からの提案事項等がある場合は、事前に発注者と協議の上、決定すること。
- (5) 業務内容および仕様に著しい変更が生じた場合は、別途協議すること。
- (6) 積算および請求書に記載する単価については、人件費、交通費、運搬費等全ての経費を単価に含めること。
- (7) 設営にあたり機械、搬入用敷き鉄板等が必要な場合は、特に明示がなくとも必要な経費を積算に含めること。

19. 提出書類

(契約締結後)

- (1) 契約金額内訳明細書
- (2) 着工届
- (3) 現場代理人届
- (4) 業務工程表
- (5) 組織図および緊急電話連絡体制図
- (6) 労働災害保険、賠償責任保険等加入した保険の分かるもの（写し）
- (7) 詳細設計図（仮設ステージ等）
- (8) その他発注者が指示するもの

(業務完了後)

- (1) 請求書
- (2) 現場撮影写真（設営前・設営後・撤去後）（jpgフォーマット）
- (3) 完了届
- (4) 追加業務対応報告書
- (5) その他発注者が指示するもの

20. 契約に関する条件等

(1) 成果品の帰属

ア 提出する成果品の著作権及びその他いかなる権利は、すべて発注者である市実行委員会に帰属し、データの改変及び二次利用等に対し、受注者は一切異議を唱えることはできない。また、成果品の引渡前であっても、報告された計画書等を業務上必要な範囲において使用する場合がある。

イ 発注者は、本委託の成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受注者の責任者と負担において解決するものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(5) その他

ア 業務実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

イ この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度、市実行委員会および受託者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。

21. 問い合わせ先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会事務局

（十和田市総務部国スポ・障スポ大会推進課内）

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号（十和田市役所本館2階）

TEL：0176-58-0819（直通）

Email：kokusupo@city.towada.lg.jp